

定年を迎える方のための 年金サポートブック



令和 8 年度
仙台市職員共済組合

はじめに

この冊子は、65歳定年への移行期に退職をなされる仙台市職員共済組合の組合員（一般）の方々に向けて作成したものです。

まず、はじめに、年金制度は決して最新の規定だけで運用されているものではないということがあります。振り返ると、昭和61年の大改正や最近では平成27年10月の被用者年金の一元化という大きな変化がありましたが、その時を境に過去の制度が全く顧みられなくなるものではなく、必ず経過措置や例外措置が設けられて、その後も運用され続けているものが数多くあります。

例えば、「共済年金」という言葉1つにしてもそうです。実は共済年金は、既に廃止されて厚生年金に統合されている制度となっています。

それにもかかわらず、「退職共済年金（経過的職域加算額）」という呼び名で現に年金の支払いが行われています。なかなか理解し難い「特別支給の老齢厚生年金」なども正にそれで、「本来支給」の制度完成まで生年月日の段階ごとに相当の期間をとって支給開始年齢の段階的引き上げを行っています。しかし、その反面、制度が複雑になり過ぎて、本来目指している制度の全体像に対する理解をより難しくしているように見受けられます。

近い将来、皆さまがご自分の年金を正しく受け取っていただくためには、最新情報に触れるだけでなく、過去から現在に至る年金制度の歴史のうち、大きな流れだけでも理解をされ、必要最低限の手続きはご自身でなさっていただくことが必要です。

そのために共済組合は最大限のお手伝いをいたします。どうか、本冊子を手に取られて、その理解と準備の一助として下さい。

なお、冊子本文は、令和8年4月時点の情報で作成していますが、年金制度は頻繁に改正されることが多いため、皆さまへ年金が支給される頃には、また制度等が変更されているかも知れません。その点は、どうかご諒解ください（ただし、短期組合員の方については、共済組合の長期（年金）組合員の資格はありません。）。

また、正職員（一般組合員）であった方が、いったん退職をされた後に短期組合員になる場合は、支給開始年齢に達するまで、「年金待機者」として、その方に必要な年金記録等を大切に保管させていただいております。そして、時期が来ましたら、請求手続き等の勧奨を行うようにしておりますように、退職したからといって、共済組合との関係が全く途切れてしまうわけではありませんので、ご安心ください。

令和8年3月
仙台市職員共済組合事務局

目 次

▶ 第1章 公的年金制度の概要
1 現在の年金制度
2 年金の種類
3 年金を決定・支給する実施機関
4 「単一(共済)者」と「混在者」について
▶ 第2章 今後の年金手続きについて
1 60歳までに備えておきたい年金リテラシー
2 今後の年金やること・起こること年表
3 退職後の手続き
4 65歳に到達したとき
5 年金受給開始後
6 年金受給後にフルタイム職員として勤務する場合
▶ 第3章 知っておきたい老齢年金の諸制度
1 特別支給の老齢厚生年金
2 加給年金額
3 60歳からの繰上げ支給
4 66歳以降の繰下げ支給
5 1号厚年の加入期間のある女性の請求時期
6 在職老齢年金(在職中年金受給者への支給調整)
▶ 第4章 その他の年金制度
1 加給年金額(再掲)
2 加給年金の振替加算
3 障害厚生年金
4 遺族厚生年金
5 「中高齢寡婦加算」と「経過的寡婦加算」とは
6 寡婦年金とは
7 離婚時の年金分割制度
8 「3歳未満の養育特例」とは
▶ 第5章 退職後の医療保険制度(健康保険制度)
1 退職後の医療保険制度(健康保険制度)について
2 任意継続組合員について
3 年金にかかる税金について
▶ 第6章 年金待機者Q&A

▶ 第1章 公的年金制度の概要

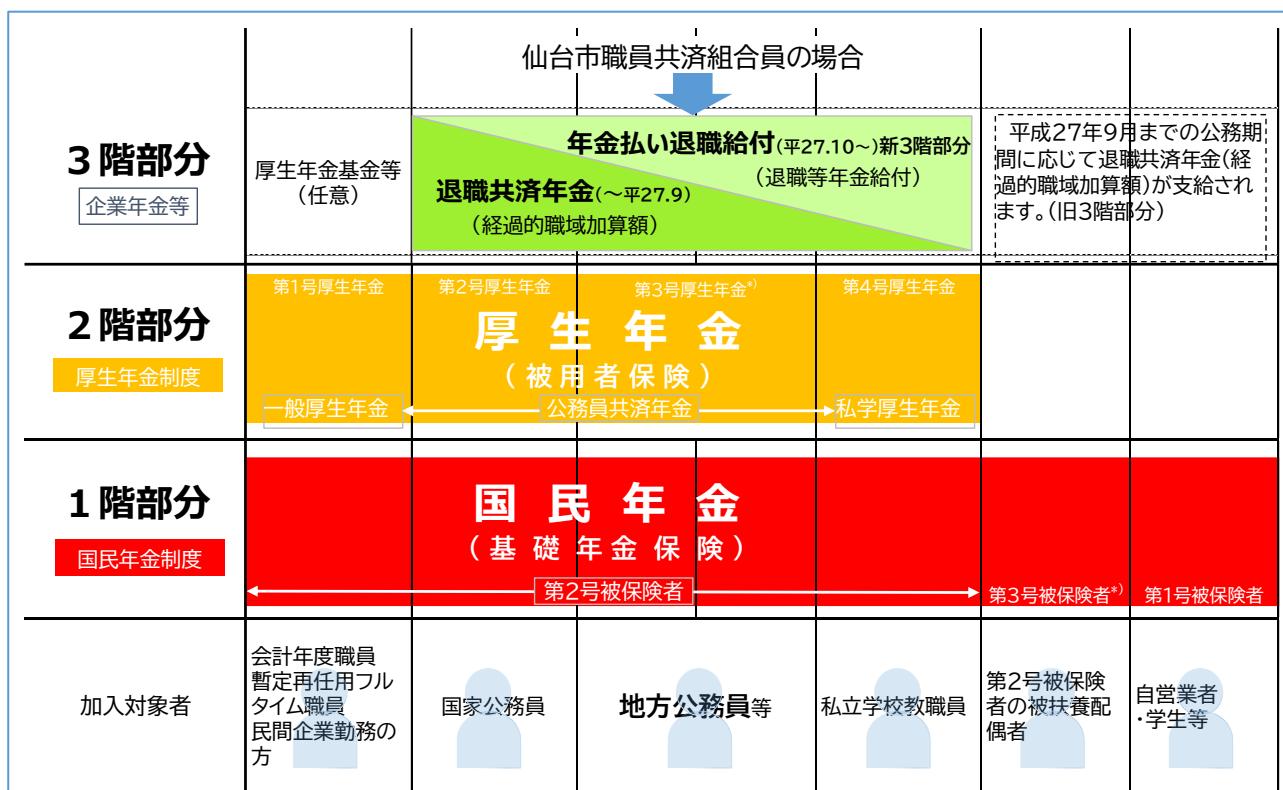
■ 1 現在の年金制度

仙台市職員である皆さんは、国民年金と厚生年金という2つの公的年金制度と退職等年金給付という1つの共済組合独自の年金制度の合計3つの年金制度に加入しています。➡p.2

1	国民年金 (基礎年金)	全ての国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。 昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳以上60歳未満の全国民に加入義務があります。
2	厚生年金 (被用者年金)	被用者(給与をもらい働く人)に共通する年金制度です。 働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。 国民年金に上乗せして支給されるため、2階部分と呼ばれます。
3	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、新3階部分と呼ばれます。 平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。



地方公務員共済組合の年金制度は「3階建て」です！



- ① 厚生年金と国民年金の被保険者の種別は、よく混同されてしまいますが、「第3号厚生年金被保険者」とは、公務員の組合員ご本人のことを指し、「国民年金第3号被保険者」とは専業主婦などの、その公務員の方の被扶養配偶者を指します。紛らわしさを避けるために、前者を「3号厚年」、後者を「国民3号」と呼ぶことが多いようです。

■ 2 年金の種類

(1) 国民年金と厚生年金

国民(基礎)年金と厚生年金は、給付の事由により、①「老齢」、②「障害」または③「遺族」の3種類があります。受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

名称 種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老 齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障 害	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により一定以上の障害程度となった場合に支給される年金
遺 族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

(2) 退職等年金給付(年金払い退職給付)

退職等年金給付は、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月より新設された共済組合独自の年金制度で、「終身年金」と「有期年金」との2に分けられます。

また、給付の事由により、①「退職年金」、②「公務障害年金」、③「公務遺族年金」の3種類があります(この冊子では、後者2つについては説明を省略しています。)。

※) 「有期年金」とは、年金の支払い期間10年や20年など、あらかじめ決められている年金のことです。受取人が死亡した場合は、その時点で年金の支払いが終了します。一方、「終身年金」は、被保険者が生存している限り一生涯にわたって年金が支払われるものです。

(3) 1人1年金の原則

複数の年金の受給権がある場合には、原則として最も有利な年金を選択し、その年金以外は支給が停止されます(障害基礎年金受給者については、特例があります。)。

受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択し直すことがあります。

例) ①老齢基礎と老齢厚生→○
②障害基礎と老齢厚生→○
③障害基礎と遺族厚生→○ } これらの組合せは両方の選択が可能
※②、③の組合せは65歳以上の方の場合

例) ④老齢基礎と遺族基礎→X
⑤遺族厚生と障害厚生→X
⑥老齢厚生と障害厚生→X } これらの組合せは片方のみを選択



公的年金の一元化により、現在「共済年金」は廃止されています。

※ かつて、公務員が加入していた、いわゆる「共済年金」は、平成27(2015)年の公的年金の一元化により厚生年金に統合され、厳密には現在、制度上の種類として存在していません。にもかかわらず、(特別支給の「…」)或いは(本来支給の「…」というように)「退職共済年金」という用語が使われ続けているのは、一元化前に既に受給権が発生している、つまり、平成26年度までに65歳に到達した人(昭和24年4月1日以前に生まれた人)に対しては、現在でも過去にあった制度の名称(退職共済年金)での年金の支給を行っているためです。

■ 3 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は以下のとおりです。

	公的年金等	実施機関 (年金を決定・支給する組織)	加入者
1階	国民年金 (年金を決定・支給する組織)	日本年金機構 (年金事務所)	20歳以上60歳未満の全国民
2階	厚生年金 (被用者年金)	一般厚生年金	日本年金機構 (年金事務所)
		公務員厚生年金 (経過の職域加算額も含む。)	国家公務員共済組合 国家公務員等
			地方公務員共済組合 (仙台市職員共済組合等) 地方公務員等 一般正職員 定年前暫定再任用フルタイム
新3階	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合	公務員厚生年金加入者



厚生年金（被用者年金）は、それぞれの**実施機関**が決定・支給します。
厚生年金保険に加入している 20 歳から 60 歳までの間は、同時に**国民年金**にも加入することになります。

主な年金制度改正(年表)

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上で保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福利的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底)等
	令和2(2020)年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)、受給開始時期の選択肢の拡大等